

(仮称) 廿日市市まちづくり基本条例
検討市民委員会 第1回会議

(仮称) 廿日市市まちづくり 基本条例策定に向けて

平成22年6月19日

● 条例とは？

- 地方自治体が、国の法令に違反しない範囲内で制定する「自主法規」
- 地方自治体の議会の議決によって制定される

● まちづくり基本条例の内容

(他の自治体の例から) その1

- 1 名称
- 2 前文
- 3 基本的な事項(目的、条例の位置づけ、基本となる用語、まちづくりの主体)
- 4 まちのあるべき姿
- 5 市民の権利、責務・役割
- 6 まちづくりの基本原則(住民自治、情報共有、参加、協働)
- 7 まちを創造する仕組み(情報公開・提供、住民参加制度、協働の仕組みなど)

● まちづくり基本条例の内容

(他の自治体の例から) その2

- 8 行政運営(首長・行政・職員の責務・役割、組織・機構、行政手続、財政運営など)
- 9 議会
- 10 生き活きと活動する市民・地域活動団体・市民活動団体
- 11 国その他の機関との連携
- 12 実効性の確保

● 地域経営の推進、協働のまちづくり

市民主体の協働により、
みんなで幸せを実感できる“まち”をめざし

- 信頼関係の構築
- 協働のまちづくりの推進
- 地域自治の確立



● まちづくり基本条例

協働によるまちづくりに重点を置く
パートナーシップ型条例

地域自治が確立された地域社会

《地域の生活課題を発見し、自ら解決に取り組む姿勢》

協働によるまちづくりのステップアップを検証して、条例を見直し

協働のルール・仕組み、地域づくり手法
☆ 対等なパートナーへの関係改善(確立)
☆ 市民円卓会議の定着化 など

協働

市民の役割

- ☆ まちづくりを学びあい、知恵とエネルギーを生かす
- ☆ まちづくりに能動的に参加する人の割合を増やす
- ☆ 企業や公共の団体、NPOによる公益活動、地域貢献活動を進める
- ☆ 地域コミュニティの再生、安全安心のセイフティネットづくり

行政の役割

- ☆ 市民の知恵とエネルギーを生かす自治体経営(第5次総合計画)
- ☆ 地域力とつながる行政経営(行政経営改革大綱、市民満足度向上)
- ☆ 職員意識の刷新(やる気向上、人材育成プラン)
- ☆ まちづくりの拠点整備

●まちづくり基本条例 策定スケジュール

- 平成22年度：素案（条例の内容）作成
 - ・ 市民委員会における検討
 - ・ シンポジウムの開催
 - ・ 市民ミーティングの開催
- 平成23年度：条文案作成（素案を条例として文章化）
 - ・ 起草委員会における検討
 - ・ パブリックコメントの実施
- 平成23年度中に市議会へ条例案として提案

●市民委員会会議等 スケジュール(予定)

市民委員会		市民
基礎学習：6～7月上旬 第1回会議(6月19日)、キックオフシンポジウム(7月6日)		普及・啓発： キックオフシンポジウム(7月6日)
内容検討：7月下旬～12月 テーマ1「廿日市市のまちづくりを考える」 第2回会議(7月31日・吉和WS)、第3回会議(8月) テーマ2「まちづくりの活動主体を考える」 第4回会議(9月4日・宮島WS)、第5回会議(10月) テーマ3「協働のまちづくりの仕組み、ルールを考える」 第6回会議(11月20日・佐伯WS)、第7回会議(12月)		意見交換会： 冬頃
まとめ：1月～3月 第8～10回会議(1～3月)		市民ミーティング
最終報告シンポジウム：3月頃		

●まちづくり基本条例の 素案検討を通じて

住みよい 元気な はつかいち
をつくるためには
私たちが 何をしたらよいのか を
みんなで じっくり 考えましょう！